令和８年度観光情報基盤構築事業委託業務企画提案仕様書

１　業務名

令和８年度観光情報基盤構築事業委託業務

２　業務期間

契約締結日から令和９年３月 19 日まで

３　業務目的

沖縄では鉄軌道がないため、沖縄を訪れる観光客にバス等の公共交通機関の運行情報、観光施設やホテル等までの移動方法など、観光情報（公共交通機関等の観光２次交通、観光施設、ホテル等。以下同じ。）をわかりやすく伝える必要がある。

このため、交通情報等のオープンデータを継続的に利用できる環境の構築・維持及びその利活用を促進するとともに、空港や交通結節点などにおいて、観光客が必要とする観光情報の整理や整備したオープンデータを活用した情報発信等を行うことにより観光客の利便性・満足度の向上を図る。

４　委託業務の内容

⑴　那覇空港における観光情報の発信に必要な基礎データの収集等の業務

ア　那覇空港到着後、最初に訪れる場所までの移動手段（家族・知人等による自家用車、モノレール、レンタカー、タクシー、バス等）、訪れる先、移動時間などの基礎データの収集及び当該基礎データを踏まえ、那覇空港における必要な観光情報の整理

イ　那覇空港にある観光案内所（国内線・国際線）を運営する事業者と連携し、観光客のニーズを踏まえた上での那覇空港における観光情報（交通、イベント、観光危機管理等）の発信等に必要な業務

⑵　県が別途実証事業を行っている観光２次交通結節点「北谷ゲートウェイ」、離島空港等における観光情報の発信に必要な基礎データの収集等の業務

ア　北谷ゲートウェイ、離島空港等から訪れる場所や移動時間などの基礎データの収集及び当該基礎データを踏まえ、北谷ゲートウェイ、離島空港等における必要な観光情報の整理

イ　これまでオープンデータとして整備した観光情報を活用し、北谷ゲートウェイ、離島空港（宮古空港、新石垣空港）等において、デジタルサイネージなどを利用し、交通情報等を発信するモデル的な取組を行うこと。

ただし、後年度におけるランニング費用など、設置する場所等を管理する事業者と調整し、安定的な管理・運営を行える仕組みを構築したうえで、実施すること。

⑶　別途実施する観光情報基盤構築補助事業の補助事業者と連携し、観光客の移動利便性等の向上を図るため、これまでオープンデータとして整備した観光情報について、観光情報を発信するプラットフォームの運営事業者や ICT を活用し MaaS などを提供する事業者に対し、幅広く活用してもらえるよう、

調整を行うこと。

<⑴の業務について、提案する内容>
那覇空港における観光情報の発信の課題を踏まえた提案とすること。
ア基礎データの収集方法、スケジュール、手段、サンプル数などのほか、調査から得られた基礎データの整理の仕方及び今後の那覇空港における観光情報の発信にどのように活用するかを具体的に提案すること
※那覇空港での調査等については、施設管理者から了解を得ること
イ那覇空港内にある観光案内所（国際線・国際線）を運営する事業者等と連携した同空港内でのイベント情報、観光危機管理情報等の発信内容を具体的に提案すること
<⑵の業務について、提案する内容>
ア基礎データの収集方法、スケジュール、手段、サンプル数などのほか、調査から得られた基礎データの整理の仕方及び今後の交通結節点における観光情報の発信にどのように活用するかを具体的に提案すること。
イ交通情報等を発信するモデル的な取組場所を提案すること。ただし、後年度におけるランニング費用など、設置する場所等を管理する事業者と調整のうえ、提案すること。
<⑶の業務について、提案する内容>
・これまでオープンデータとして整備した観光情報の活用方法を提案すること。

５　業務の実施状況に関する事項

⑴　本業務の進捗状況を、原則、毎翌月 10 日までに沖縄県に報告すること。
⑵　本業務は、精算条項を設けた概算契約により委託契約を締結しているため業務完了時に、実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。

６　事業の成果品及び著作権

⑴　業務完了報告書として、業務活動報告等を記載した報告書（冊子１部及びＰＤＦ版）を納品すること。あわせて、報告書概要版についても power point 等の電子データにて納品すること。
⑵　当該成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業

務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託事業者の責任をもって処理すること。

7　業務の再委託についての留意事項

⑴　一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

⑵　再委託の制限

上記 ⑴ で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

① 契約金額の 50 ％を超える業務
② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
③ 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

⑶　再委託の範囲

本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は以下のとおりとする。ただし、委託業務の内容そのものの業務ではなく、本業務委託契約の履行に必要な物品の仕入れ、役務の提供など、本業務委託契約を遂行するうえで必要な直接経費であって、第三者において、企画判断や管理運営等を伴わない経費（契約金額が 100 万円未満に限る）は再委託には該当しない。

① データの収集に必要な調査業務
② 収集・整理したデータの確認など、第３者による確認が必要な業務
③ その他、本事業に必要な業務であって、知事が必要と認めた業務

⑷　再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、上記 ⑶ の業務のうち、契約金額が 100 万円未満の業務及び以下に定める業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りでない。

① 資料の収集・整理
② 複写・印刷・製本
③ 原稿・データの入力及び集計
④ その他、上記以外の簡易な業務であって、県と別途協議を行った業務

8　その他の留意事項

⑴　本事業は国の補助などを活用して実施するものであり、受託事業者は経理管理にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭

和 30 年法律第 179 号）に基づき、適正に執行する必要がある。

⑵　本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。